

(表) (縦 54 ミリ × 横 85 ミリ)

理事官 身分 証明書 Identification Card of Investigator	
写真	第 号 年 月 日 交付 No. Date of issue: (date)
	理事官 氏 名 Investigator Name 生年月日 年 月 日 Date of birth: (date)
海 難 審 判 所 Japan Marine Accident Tribunal	印

(裏)

海難審判法 (抄)

(調査のための処分)

第 27 条 理事官は、その職務を行うため必要があるときは、次の処分をすることができる。

- 一 (略)
- 二 船舶その他の場所を検査すること。
- 三～五 (略)

2 理事官は、前項第二号の処分をするには、その身分を示す証票を携帯しなければならない。